

## 御殿場市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品募集要領

### 1. 目的

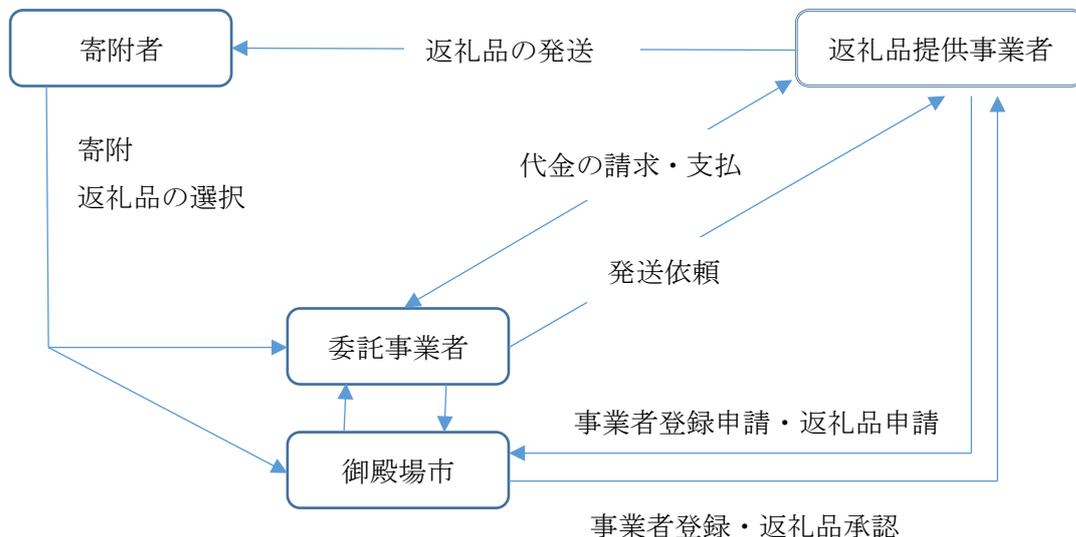
ふるさと納税制度により御殿場市（以下「市」という）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、地場産品やサービス（以下「返礼品」という）を贈呈することにより、市の魅力発信、地元特産品等のPR、販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という）及び返礼品を募集するものです。

### 2. 事業概要

(1) 市の返礼品は、寄附者が寄附額に応じて専用のWEBサイトから、希望する商品を自由に選択することができます。提供いただける商品が、市のふるさと納税返礼品として認められた場合は、WEBサイトを通じて広く紹介します。

(2) 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、市は返礼品取扱業務を、指定する委託事業者に委託します。返礼品提供事業者は、自社商品等が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給等に関して調整していただきます。なお、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を、別途取り交わす必要が生じる場合があります。

#### 【事業イメージ】（WEBサイトから）



※WEBサイトを介さずに市に直接寄附申込があった場合については、市から返礼品提供事業者へ発送依頼をします。その分の請求は市に行ってください。

### 3. 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」という）であること。ただし、市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、総務省の基準に適合している場合は、市外の事業者も可能とします。
- (2) 市税のほか、国税、県税等に未納の無いこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び御殿場市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 御殿場市個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

### 4. 返礼品の要件

(1) 以下①～⑦（平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条各号）のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、要件に適合していても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- ① 市内で生産されたもの
- ② 市内において、返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの
- ③ 市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの  
※実質的な変更を加える加工または製造に該当しないものは不可（単なる切断、瓶・箱等の包装容器に詰めること等）
- ④ 市内で生産されたもので、近隣の市町村内で生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）
- ⑤ 市のPRを目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの
- ⑥ ①～⑤に該当する商品と、その商品に関連する商品とを組み合わせたもの（ただし、組み合わせた商品のうち、①～⑤に該当する商品が主要な部分を占めていること）
- ⑦ 市内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が市に関連するもの

(2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。

(3) 食品については、委託事業者及び配送業者と調整の上、寄附者に商品到着後、少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

(4) 返礼品の登録は、1事業所あたり80品を上限とします。ただし、登録状況等により上限数は調整する場合があります。

## 5 寄附額の設定

返礼品の価格に対する寄附額は、返礼品提供事業者が提示した価格が、寄附額の3割以内となるよう設定します。なお、返礼品の価格には消費税及び梱包代等を含むものとします。また、市は、返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。

※寄附額は、基本的に返礼品の価格で決定しますが、場合によっては送料も加味して決定する場合があります。

【参考】下記返礼品の価格設定の一例。下記以外の金額でも取扱い可能です。

返礼品の価格（税込、梱包代・箱代込）※送料は除く	寄附額
2,701円～3,000円	10,000円
3,001円～3,300円	11,000円
5,701円～6,000円	20,000円
7,201円～7,500円	25,000円
14,701円～15,000円	50,000円

## 6 返礼品提供事業者として登録することの効果

- (1) ふるさと納税制度を通じた新たな販路拡大ができます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイト（「楽天」、「さとふる」など）に、返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等及び事業者のPRができます。
- (3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。ただし、返礼品提供事業者のパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品の場合と送料が変動しない範囲とします。

## 7 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、御殿場市企画部魅力発信課へ持参または郵送にて提出してください。なお、申請に係る費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。

- (1) 御殿場市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書
- (2) 御殿場市ふるさと納税返礼品登録申請書
- (3) 登録を希望する返礼品の写真データ

※写真データについては、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

## 8 返礼品提供事業者及び返礼品の審査結果

本要領に基づき申請内容を総合的に判断し、返礼品提供事業者登録の可否および返礼品の採択を審査します。その結果を「御殿場市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不

承認) 通知書」、「御殿場市ふるさと納税返礼品登録承認(不承認) 通知書」により返礼品提供事業者へ通知します。

## 9 返礼品の内容変更等

返礼品提供事業者は、登録した企業情報及び返礼品の内容を変更、もしくは登録を辞退する場合は、速やかに市と委託事業者へ報告し、協議すること。なお、変更、辞退で発生する費用は返礼品提供事業者の負担とします。

## 10 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

(1) 市は、登録された返礼品提供事業者または返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、当該返礼品提供事業者に対し、返礼品提供事業者及び返礼品取消通知を送付します。

① 本要領3および4に定める要件に適合しなくなったと認める場合

② 提出書類等に虚偽があった場合

③ 市に損害を及ぼす行為があった場合

(2) (1)の規定に関わらず、返礼品提供事業者が倒産した場合は、市は通知書を送付せず、取り消しができるものとする。

## 11 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取り扱いについて、御殿場市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。なお、提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

## 12 返礼品提供事業者及び返礼品の見直しについて

(1) 返礼品提供事業者及び返礼品については、原則として毎年見直しを行います。

(2) 見直しは全返礼品の年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、返礼品提供事業者と協議を行い、入れ替えについて検討する場合があります。

(3) その他、必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがあります。

## 13 その他の留意事項

(1) 返礼品提供事業者は、返礼品決定後、本市が契約する委託事業者より業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途委託事業者へ提出してください。

(2) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市及び委託事業者へ報告してください。

(3) 返礼品提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとし、また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに市及び委託事業者へ報告してください。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うものと

します。

(4) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(5) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。